

裁判員制度について

日本でも一般人が刑事裁判に参加する「裁判員制度」が2009年5月にスタートした。一般人が刑事裁判に参加する制度というと、アメリカの「陪審員制度」が有名だ。アメリカの陪審員と、日本の裁判員との違いは、次の通り。

アメリカの場合、法廷でのやりとりの後に、

- ・陪審員だけで別室に集まり「有罪か無罪か」だけを決め、これを法廷に報告する。
- ・これを受けて、裁判官が「量刑」を決定し判決を下す。

という具合に、完全に分業制になっている。

これに対して、日本の「裁判員」は、終始プロの裁判官と共同で、「有罪か無罪か」だけでなく「量刑の決定」にも参加することになっている。

<そもそも裁判（刑事裁判）とは>

「事実を認定し、法律を適用するプロセスである」

例えば、「AがBを殺害した」という事件において、裁判所は「AがBを殺害した」という事実があるか、という事実関係を確認し、もし事実と確定したならば

刑法第199条 人を殺したる者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する
という法律を適用して、Aに対してその条文に定められた範囲で刑罰を科することになる。

「事実関係の確定」においては、「合理的な疑いを超える証明」が必要となる。したがって、「あやしい」というだけでは「疑わしきは罰せず」の原則により「無罪」の判決を下す。

逆に言うと、「無罪」だからといって「あきらかに無実」ということではない。「かなり怪しい」場合でも、「怪しいだけ」では判決としては無罪とせざるをえない、ということなのだ。

<裁判員の参加する裁判の対象となる事件>

すべての刑事事件に参加するわけではない。裁判員が参加するのは

- ①. 法律上の最高刑が、死刑、無期の懲役・禁錮に当たる罪に関する事件
- ②. 法廷合議事件（複数の裁判官で裁判することが必要とされている事件）で「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」に関するもの

具体的には、以下の通り。

- (1). 殺人罪
- (2). 強盗が、人にけがをさせ、あるいは死亡させた（強盗致死傷罪）
- (3). 人にけがをさせ死亡させた（傷害致死罪）
- (4). 泥酔した状態で自動車を運転して人をひき死亡させた（危険運転致死罪）
- (5). 人の住む家に放火した（現在建造物等放火罪）
- (6). 身代金をとる目的で人を誘拐した（身代金目的誘拐罪）
- (7). 子どもに食事を与えず放置したため死亡させた（保護責任者遺棄致死罪）

※だいたい、全刑事事件の3%ぐらいがこれに該当する。

<裁判員の資格>

「衆議院議員の選挙権を有するもの」となっているので本来なら18歳以上だが、公職選挙法の付則に、**裁判員の選出に関しては当面20歳以上に据え置かれている。**

- (1). 欠格事由
 - ①. 義務教育を終了していない者
 - ②. 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ③. 心身の故障のため職務遂行に著しい支障がある者
- (2). 就職禁止事由
 - ①. 国会議員、②. 司法関係者、③. 自衛官、
 - ④. 刑事裁判中の被告人、⑤. 逮捕拘留されている者 など
- (3). 事件に関わる不適格事由
 - ①. 被告人・被害者、②. 被告人・被害者の家族関係、
 - ③. その他不公平な裁判をするおそれがある者 など

<選ばれるまでの過程>

- ①. 選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作成する。→ここに入ると本人に通知が行く
- ②. 裁判員候補者名簿から、事件ごとに「くじ」でその事件の裁判員候補者を選び、選ばれた人には裁判所に出頭してもらう。
- ③. 裁判所で、不適格事由・辞退理由があるかを質問し、除外理由のある者を除き、さらに、事件の検察官・弁護士双方の除外指名（各4名まで）を受けた者を除外して、残った者の中から最終的に「くじ」で6名の裁判員が選ばれる。
(場合によってはさらに補充員を選んでおくこともある。)

<辞退>

- (1). 原則として辞退できない。
- (2). 例外
 - ①. 70歳以上の者、②. 地方公共団体議員（会期中のみ）、③. 学生・生徒、
 - ④. 過去5年以内の裁判員又は補充裁判員の職にあった者
 - ⑤. 過去1年以内に裁判員候補者として出頭したことのある者
 - ⑥. 過去5年以内に検察審査員にあった者
 - ⑦. 重い病気、けが、⑧. 同居中の親族の介護・養育
 - ⑨. 自らが処理しなければ事業に著しい損害が生じるおそれのある重要な任務
 - ⑩. 父母の葬式 など

※「やりたくない」という理由では辞退できない。
しかし、やる気のない人を解任する規定はある。(裁判員法第41条)

＜具体的な裁判の流れ＞

- ・裁判は、プロの裁判官3名、裁判員6名の計9名で行う。
(裁判官席で、プロ3名を挟んで裁判員が両側に3名ずつ並ぶ)
- ・裁判員もプロの裁判官とともに質問などができる。
- ・評決は多数決で行う。ただし、裁判官・裁判員それぞれ1名以上の賛成が必要。

裁判は次のように進行する。(1日では終わらない。)

- ①. 人定質問・・・氏名、生年月日、職業などを質問し被告人が本人かどうか確認する。
- ②. 起訴状朗読・・・検察官が、被告人を裁判に訴えた内容を記載したものを朗読する。
- ③. 黙秘権の告知・・・裁判長が、被告人に対して、言いたくないことは言わなくても良い権利(黙秘権)があることを告知する。
- ④. 証拠調べ
 - ・冒頭陳述・・・検察官が、証拠にそって証明しようとする事件全体のストーリーを述べる。
 - ・証拠書類等の取調べ、証人尋問
 - ・検察官が、証拠書類、証人などの証拠調べの請求をし、被告人・弁護人の意見を聞いた上で、その採択または却下の決定をし、証拠調べを行う。
 - ・検察側の証拠調べが終わったら、今度は被告人側から同様の請求がなされ、証拠調べを行う。
 - ・被告人質問・・・最後に、被告人自身の供述を聞いて証拠調べは終了。
- ⑤. 論告・求刑・・・検察官が、事実と法律の適用について意見を述べる。
- ⑥. 最終弁論・・・弁護人が意見を述べる。
- ⑦. 最終陳述・・・被告人本人が述べる。
- ⑧. 判決宣告・・・裁判長が判決を言い渡す。

※ 公判前整理手続

2005年の最高裁報告書によれば、否認事件では初公判から判決までの平均審理期間は7.5か月となっている。時間がかかっていた理由は、1回公判をやってから次の予定を決めるため、次は1ヶ月後、というようにしか予定が組めなかったからである。裁判件数が多いので、法廷（部屋）が空いてなかったのだ。

一般人に裁判員として参加してもらうためには、これではどうしようもない。

従って、裁判の始まる前に、裁判所が主催して、検察官・弁護人を交えて「公判前整理手続」というのを行うことになった。これは裁判員裁判実施前の2005年11月より導入されている。これは全ての裁判において行われる。被告人本人も出席できる。ただし弁護人が選定されていないと実施できない。

この公判前整理手続において、

- ①. 事件の概要を整理して、必要な証人の数、かかる時間などを決め、
- ②. その予定に従い法定を予約してしまう。
- ③. この公判前整理手続に提出しなかった「証拠の後出し」は原則として認めない。

ということになった。

これを受けて法廷では、**検察側に続いて、弁護側も意見があれば冒頭陳述を行い、裁判所は公判前整理手続きの結果を明らかにする。**

法律の素人である裁判員にとって、裁判の争点が明確となり、証拠を判断する際のポイントも絞ることができるメリットは大きい。

これによって、かなりの短期間で1つの裁判を終えることができるようになった。

東京地裁でこの制度の初適用となった、イラン人による殺人未遂事件の裁判では、初公判から判決までに4回開廷し、要した日数はわずか13日間だった。（求刑12年に対し、懲役8年が言い渡された。）

しかし、公判前整理手続が長引き、公判の開始自体が遅れてしまうという場合もある。

（シンドラーエレベータ事故について5人が2009年7月に起訴されたが、公判前整理手続が長引き、2人の初公判は2013年3月、残り3人の初公判は2013年8月となった。）

また、公判前手続が**非公開**となっていることなど、公開を原則とした現行の裁判制度の趣旨とは異なる点も多々ある。